

最高裁秘書第181号

令和7年2月5日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和6年12月24日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

- 1 裁判官が官舎を退去した際の修繕費用の見積基準が書いてある文書
- 2 裁判官の官舎の管理当番及び掃除当番の標準的な説明文書

（担当）秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）